

Information 健康福祉課

令和6年度 敬老祝金のご案内

町では、広野町に居住する高齢者に対して長寿を祝福するとともに、さらなる長寿を願い、次のとおり「敬老祝金」を支給いたします。

■対象者

令和6年9月15日時点において70歳以上で、かつ広野町に引き続き1年以上住所を有する方。

■支給額

70歳以上80歳未満	8,000円
80歳以上90歳未満	10,000円
90歳以上	20,000円

※令和6年9月15日時点の年齢で判断します。

■支給日

令和6年10月1日（火）

事前にご指定いただいた金融機関口座に振り込みますので、ご確認ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113



Information 健康福祉課・こども家庭課

令和6年度 広野町物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯分および住民税均等割のみ課税世帯分)のご案内

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯）に対し、給付金を支給します。

■支給額 一世帯あたり10万円**■支給対象世帯**

次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

(1) 令和6年度住民税非課税世帯

令和6年6月3日時点で広野町に住所を有し、同一の世帯に属する全員が令和6年度市町村民税を課されていない世帯

(2) 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯

①令和6年6月3日時点で広野町に住所を有し、同一の世帯に属する全員が令和6年度市町村民税均等割のみ課されている世帯

②令和6年6月3日時点で広野町に住所を有し、令和6年度分の市町村民税均等割のみ課されている方と令和6年度分の市町村民税均等割が課されていない方のみで構成される世帯

※令和5年度に実施した3万円給付・7万円給付（住民税非課税世帯分）および10万円給付（住民税均等割のみ課税世帯分）との併給はできません。

■手続きについて

申請書による手続きが必要です。

I. 同一の世帯全員が令和5年分の税申告をしており、給付金の支給対象世帯であると町で確認できた世帯

▶対象世帯に対し「申請書（請求書）」を令和6年7月上旬にお送りしております。

II. Iに該当しないが、給付金の対象となる世帯

▶令和6年1月2日以降に広野町へ転入された世帯は、本町に課税情報がないため申請書（請求書）の送付は行っておりません。給付金の支給対象世帯に該当する場合は別途「申請書（請求書）」の取り寄せが必要となります。町ホームページからダウンロードするか、広野町健康福祉課までお問い合わせください。

■受付期間 令和6年10月31日（木）まで

■手続き先 必要書類を健康福祉課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

■こども加算について

広野町物価高騰対応重点支援給付金の対象世帯の中で、平成18年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童がいる世帯に加算給付として対象児童1人あたり5万円支給します。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 健康福祉課

定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付（定額減税補足給付金）のご案内

令和6年分の所得税、令和6年度の個人住民税において実施される定額減税の実施対象者のうち、定額減税可能額が税額を上回り減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支給します。

■支給対象者および支給額

次に掲げる(1)と(2)の合計額が1円以上発生する課税者に対し、その金額を給付金として支給します。なお、1万円未満の端数は1万円に切り上げます。

(1) 個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

(2) 所得税分定額減税可能額－令和6年度分推計所得税額（令和5年分所得税額）

なお、(1)および(2)の「定額減税課税可能額」とは、次の表で計算した金額となります。

個人住民税所得割分	所得税分
1万円×減税対象人数 (※1)	3万円×減税対象人数 (※1)

※1…減税対象人数とは、納税者本人と控除対象配偶者（※2）、扶養親族（16歳未満の扶養親族を含みます）（※2）の合計人数を指します。

※2…「控除対象配偶者」「扶養親族」について、国外居住者は除外します。

■手続きについて

支給確認書による手続きが必要です。

給付金の支給対象となる方に対し、7月に手続きに係る書類を発送しております。

なお、令和6年6月3日以降に修正申告をされた場合は、給付金の受給資格および支給額について確認を行う必要があることから、健康福祉課までお問い合わせください。

※令和6年1月2日以降に広野町へ転入された方については、令和6年1月1日時点で住所を有していた市区町村へお問い合わせください。

■受付期間 令和6年10月31日（木）まで

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和6年度以降の取扱い

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上の所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和6年度以降の取扱いは右のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の

保険料（税）

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度・・・1／2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の

一部負担金（利用者負担）

令和7年3月末まで・・・免除継続

令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記とは異なります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問い合わせください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113